

横浜市消防局からのお知らせ

適マークを申請する旅館ホテルの関係者の皆様へ

平成 28 年 6 月 1 日から、横浜市における「**建築基準法第 12 条第 1 項に基づく建築物の定期調査報告書**」の報告周期が 1 年から 3 年に変更になりました。

それに伴い、適マーク交付（更新）申請書に添付する「**建築基準法第 12 条に基づく定期調査報告書**」についても、法令等に基づき建築局に提出が必要となる年度のうち、最新の年度に提出したものを添付していただくこととしました。

※適マークの申請のために改めて調査を実施し、
報告書を建築局に報告する必要はありません。

既存の旅館ホテルが申請時に添付する書類の例

令和 3 年度申請時 ⇒ 平成30年度の定期調査報告書を添付

令和 4 年度申請時 ⇒ 令和 3 年度の定期調査報告書を添付

令和 5 年度申請時 ⇒ 同上

令和 6 年度申請時 ⇒ 同上

令和 7 年度申請時 ⇒ 令和 6 年度の定期調査報告書を添付

※申請の直近に竣工された建築物は、添付書類が異なります。

「**建築基準法第12条に基づく定期調査報告書**」は、報告周期及び時期などが定められているため、詳細については建築局建築指導課までお問い合わせください。

建築局建築指導課 電話：045-671-4539 F A X：045-681-2434

「(横浜市 定期報告) で検索するとホームページにアクセスできます」

適マーク制度についての詳細は、消防局指導課までお問い合わせください。

消防局指導課 電話：045-334-6408 F A X：045-334-6610